キャップ住宅ローン

お申込みいただける方	○勤続年数１年以上の方 ○年収１５０万円以上の方 ○最終弁済時年齢が８１歳未満の方 ※当金庫の審査基準にもとづく審査の結果、ご融資ができない場合がございますのでご了承ください。
お使いみち	ご本人および２親等以内の親族の居住の住宅に必要な以下の費用にご利用いただけます。 ○住宅の購入費用・宅地購入費用・新築費用・関連諸費用等 ○リフォーム費用（増改築・改修・模様替え費用、車庫・外構工事全般、太陽光発電設備費用等） ○他行の同種ローン（公的資金含む）の借換に必要な費用 ※事業用店舗・事務所等にかかる費用、事業資金、投機的資金、政治資金、負債整理資金、賃貸の用に供する不動産の取得・リフォームに係る資金にはご利用いただけません。
ご融資限度額	１億円以内 ※組織形態・雇用形態等によりご利用限度額が異なりますので、店頭にてご確認ください。
ご融資期間	５０年以内
ご融資金利	変動金利 １．上限金利特約期間（当初１０年） 最初に到来する約定返済日より１０年後の約定返済日の１回前の約定日までとします。特約期間の特約の解除・変更はできません。 特約終了後はお客さまが固定選択特約・変動金利を選択できます。 ２．新規貸出金利の決定は毎月１日に改定します。 ３．借入利率の変更時期 ①借入利率は毎年４月１日および１０月１日（いずれも当金庫の休日の場合には、翌営業日。以下「見直し基準日」といいます。）に見直します。 ②見直し後の借入利率は、今回見直し基準日現在の基準金利を基に算出します。 ③前項により見直した借入利率の適用開始日は、４月１日見直し基準日の場合は同年７月の返済日の翌日から、１０月１日見直し基準日の場合は翌年１月の返済日の翌日から適用されます。 新金利適用日 ｜ ７月の返済日の翌日 ｜ １月の返済日の翌日 ④変動金利により、借入利率が上昇した場合の返済金の見直しについて ○返済額はご融資から５年目ごとに利率、残高、返済期日をもとに再計算し、増額が必要かどうかを算出します。 ○５年間返済額は変わりません。 ご融資日から１０月１日を５回経過した直後の２月分返済金より変更になります。 ○５年目の見直し時に当初契約期間内に返済が終了するように再計算されます。 ただし、新返済金は見直し前の返済金の１．２５倍が限度となります。 なお、返済金額は１円単位となります。 ⑤借入利率が変更された場合、当金庫は利率変更の内容について当金庫の本支店もしくはホームページに掲示、または書面により通知するものとします。 ※固定金利再特約時には、一律１．０%の引き下げとなります。

ご融資金利	４．上限金利特約終了後の金利および返済金 （１）特約終了後の適用金利 ①変動金利を選択した場合・・・・・・・特約終了日の翌日の変動金利型の新規融資金利 ②固定金利再特約を結ぶ場合・・・・・・特約終了日の前々月１日の金利 ③変動金利期間中に再特約を結ぶ場合・・特約終了日の前々月１日の金利 ※固定金利再特約時には、一律１．０%の引き下げとなります。 （２）特約終了後の返済金 上限金利特約終了後の返済金は、金利情勢により返済額が増額し、１．２５倍を超えることもあります。（返済金額は１円単位となります。） ５．固定金利再特約の手続 ①上限金利特約終了後に再特約自動更新をご選択された場合は、特約期間終了後、同じ特約期間で自動更新いたします。 ②再特約のお申出がない場合は、特約期間終了後、変動金利となります。固定金利再特約をご希望される場合は、再特約の手続きが必要となります。 ③特約終了後の再特約の申込は、特約終了日の１ヶ月前の応答日までに手続きが必要となります。 ④申込手続には再特約申込書（ろうきん所定）・特約書・収入印紙（２００円）・実印が必要です。 ６．再特約のお申し出がない場合、特約終了後は変動金利が適用されます。 変動金利期間中でも、返済残存期間が固定金利再特約期間を上回っている場合、固定金利再特約ができます。 ７．他の固定金利制への変更はできません。 【お借入利率・返済試算額については、店頭にてご確認ください。】
ご返済方法	元利均等（毎回の元金と利息の合計額が同じ）による均等返済または均等加算併用返済のどちらかをお選びいただけます。 ※繰上返済（一部・全額）はいつでも可能です。なお、所定の手数料が必要となります。
担　　保	不動産（土地・建物） ※担保順位は原則、第１順位とします。
保証機関	原則として保証人は不要です。 ※当金庫指定の保証協会（一般社団法人　日本労働者信用基金協会）をご利用いただきます。 ※収入合算者の方は連帯保証人となっていただきます。
保　証　料	保証料は「前受方式」と、「後受方式」とがあります。「後受方式」を選択された場合は、ご融資利率に保証料率を上乗せさせていただきます。 ※保証料率については、店頭にてご確認ください。
つなぎローン	住宅資金における資金決済（土地決済資金、建物工事進捗による必要資金）を前提として、本体融資が実行されるまでの間、住宅つなぎローンがご利用いただけます。 融資限度額は、本体融資決裁金額の９０%以内となります。

団体信用生命保険	万一の場合に備えて、団体信用生命保険に加入いただいております。 １．ろうきん団体信用生命保険（幹事保険会社　明治安田生命） 万一の場合に備えて、ろうきんが掛け金（保険料）を負担して明治安田生命（幹事保険会社）のろうきん団体信用生命保険に加入いただいております。 ご夫婦が連帯債務で住宅ローンをご利用の場合、下記のいずれかをお選びいただけます。 ①夫婦連生 ②付保割合設定 ※夫婦連生への加入をご希望の場合は、融資金利に０．２％上乗せをいたします。 ※加入時の「健康告知」・「年齢」等により加入できない場合もございます。 ２．就業不能保障団信（団体信用就業不能保障保険）（幹事保険会社　明治安田生命） 就業不能保障団信の加入は任意となっています。 ※加入される場合は、融資金利に０．１％上乗せをいたします。 ※加入時の「健康告知」・「年齢」等により加入できない場合もございます。 ３．３大疾病保障特約付団体信用生命保険（幹事保険会社　日本生命） ３大疾病保障特約付団体信用生命保険の加入は任意となっています。 ※加入される場合は、融資金利に０．３％上乗せをいたします。 ※加入時の「健康告知」・「年齢」等により加入できない場合もございます。 ４．がん団信（幹事保険会社　明治安田生命） がん団信の加入は任意となっています。 ご夫婦が連帯債務で住宅ローンをご利用の場合、付保割合設定をお選びいただけます。 ※加入される場合は、融資金利に０．１％上乗せをいたします。 ※加入時の「健康告知」・「年齢」等により加入できない場合もございます。 ※団体信用生命保険に加入できない場合、ご融資をお断りさせていただくことがございます。
火災保険	火災保険にご加入いただきます。 万一の場合に備えて、掛け金についてはお客様の負担により、担保となる建物に対して火災保険（共済）に加入いただいています。 ※当金庫でも窓販火災保険（共済）を取扱っていますのでお気軽にご相談ください。
段階審査	段階審査制度とは、「一般社団法人　日本労働者信用基金協会」における審査をさせていただいた結果、保証基準等を満たさない等の場合に対して、第二保証機関「全国保証　株式会社」におきまして、再度、審査をさせていただく制度です。なお、再審査をさせていただいた結果、ご希望にそえない場合がございますので、あらかじめご了承ください。当金庫では、一人でも多くのお客様に「ろうきんローン」をご利用いただくため、この「段階審査制度」を採用しています。
苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情お問合わせ）	ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：四国労働金庫お客様相談センター】　０１２０－５０５－６９０ 受付時間　平日　午前９時～午後５時 なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.shikoku-rokin.or.jp/

紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口：全国労働金庫協会　ろうきん相談所】　０１２０－１７７－２８８ 受付時間　平日　午前９時～午後５時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：０３－３５８１－００３１ 第一東京弁護士会仲裁センター：０３－３５９５－８５８８ 第二東京弁護士会仲裁センター：０３－３５８１－２２４９ 受付時間　平日　午前９時～午後５時 ※仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問い合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.shikoku-rokin.or.jp/